

令和7年 月 日

(案)

警察学校低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書

収 入
印 紙

	住 所	千葉県中央区長洲一丁目9番1号	
排出事業者	氏 名	支出負担行為担当官	印
		千葉県警察会計担当官 青山 彩子	

(以下「甲」と言う。)

	住 所		
処理業者	氏 名		印
	代表者		

環境大臣 認定番号 令和 年 第 号 (以下「乙」と言う。)

甲及び乙は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）の処分又は収集・運搬及び処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にしたがい適正に行うため、本契約書の契約約款及び本契約書添付の書類によって低濃度PCB廃棄物処理委託契約を締結する。

契約区分 （下記契約区分1、2のうちいずれか1つ該当するものに○印を付ける。）

1. 甲は、甲の事業場から出る低濃度PCB廃棄物の処分を乙に委託する。
2. 甲は、甲の事業場から出る低濃度PCB廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

【事業の範囲】

認定区分	■ 収集運搬 ■ 処 分
無害化処理の用に供する 施設において処理する 産業廃棄物の種類	
無害化処理の方法	
無害化処理の用に供する 施設の種類の	
無害化処理の用に供する 施設の設置の場所	
無害化処理の用に供する 施設の処理能力	

※ 乙は、この事業の範囲を証するものとして、認定証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

【委託業務の内容】

(1) 契約の有効期間 : 契約締結日 から 令和8年3月19日 まで とする。

(2) 排出(保管)場所: 千葉県東金市土農田28-1「千葉県警察学校」

(3) 契約区分が、2(収集・運搬及び処分)の場合、乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	
積替・保管は行わない	

(4) 輸入廃棄物 (有・☒)

(5) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約金額、契約保証金、適正処理に必要な情報等

契約金額は 円(うち消費税及び地方消費税額は 円)とする。
契約保証金: 免除

収集・運搬に関する事項

種 類	廃PCB等及びPCB汚染物(低圧進相コンデンサ)
運 搬 車 両	

処分に関する事項

種 類	廃PCB等及びPCB汚染物(低圧進相コンデンサ)
数 量	低圧進相コンデンサ 72台

(6) 無害化処理残渣の最終処分及び再生利用先(予定)。

番号	事業場の名称	最終処分所在地	処分方法	施設の処理能力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条 契約内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物を【委託業務の内容】に示す運搬の最終目的地の所在地まで認定された車両で適正に運搬する。

2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物を【事業の範囲】に示す無害化処理の環境大臣認定をうけた方法及び施設にて適正に処分する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、低濃度PCB廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程（由来）

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発性性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本興業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合にはその事項

キ その他取扱の注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する低濃度PCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 甲は、委託する低濃度PCB廃棄物について、マニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物を、その積み込みの開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処分しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した低濃度PCB廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。ただし、乙が甲の指図及び委託の仕方が不適当であると知りながら、これを通知せず、業務を履行した場合は、この限りではない。

4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した低濃度PCB廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。ただし、乙が甲の指図及び委託の仕方が不適当であることを知りながら、これを通知せず、業務を履行した場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物の処理を他人に委託してはならない。
ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(契約の保証)

第6条 乙は、この契約の締結後10日以内に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。
- 3 第1項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
- 5 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、甲は予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第百条の三の各項のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除することができる。
- 7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(義務の譲渡等)

第7条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(計量)

第8条 甲の委託する低濃度PCB廃棄物の乙への引渡し量の確認は、乙の施設での受入時に計量した数量によるものとする。

(委託業務終了報告)

第9条 乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(業務の一時停止)

第10条 乙は、甲から委託された低濃度PCB廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないものとする。

- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(委託料・消費税の支払い)

第11条 甲の委託する低濃度PCB廃棄物の処理業務に関する委託料は、【委託業務の内容】(5)の契約金額のとおりとする。

- 2 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する委託料についての消費税は、甲が負担する。
- 3 委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議により、

これを改定することができる。

4. 委託料の支払方法は、完了払いとし、乙は第9条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

5. 甲は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(内容の変更)

第12条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額もしくは委託期間を変更するとき、又は数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第10条の場合も同様とする。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物の処理が完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その低濃度PCB廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度PCB廃棄物についての収集・運搬もしくは処分の業務を自ら実行するか、もしくは、事前に甲の承諾を得た上で、許可又は大臣認定を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物を、甲の費用をもって当該低濃度PCB廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(反社会的勢力でないことの確認)

第15条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が個人であると団体であることを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。

2. 甲及び乙は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的責任を超えた不当な要求行為

(3) 本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲又は乙の信用を毀損し、業務の妨害をする行為

(5) 反社会的勢力に対し自己の名義を利用させる行為

3. 甲又は乙が本条各項に違反した場合には、違反したもの以外の当事者は、何らの催告を要することなく本契約を解除できるものとし、違反をし解除を受けた者（以下「被解除者」という。）は何ら異議を述べないものとする。また、解除により発生した損害については被解除者が損害を賠償するものとする。

(協議)

第16条

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(案)

警察学校低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、支出負担行為担当官千葉県警察会計担当官が発注する「警察学校低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務委託」に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、千葉県警察学校に保管している第9条に記載の低圧進相コンデンサについて、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）とみなし、適正に収集運搬、処分することを目的とする。

(業務の範囲)

第3条 本業務の範囲は、第9条に記載の低濃度PCB廃棄物を保管場所から搬出するとともに、無害化認定施設まで運搬し、適正に処分することとする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

(法令等の順守)

第5条 低濃度PCB廃棄物の運搬・処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）その他関係法令に基づき、適正に実施すること。

2 低濃度PCB廃棄物の運搬については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）」を遵守し、安全かつ適正に行うこと。

(許可証)

第6条 処理業者（以下、「乙」という。）は、契約時に第9条に記載の低濃度PCB廃棄物の処理に係る「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証」の写し、「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しまたは廃棄物処理法第15条の4の4に基づく無害化処理の認定を受けたことを証する書類を提出しなければならない。業務期間中に当該内容について変更があったときも同様とする。

(業務責任者の選任及び任務)

第7条 乙は、業務責任者を選任し、契約後、排出事業者（以下、「甲」という。）に通知すること。

2 業務責任者は、他の従事者の指揮、監督にあたりるとともに、甲と緊密な連絡を取り業務に当たることとする。

(業務計画書)

第8条 乙は、業務目的に照らし、実施体制、全体工程等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を提出し、甲の承認を得ること。

（廃棄物の種類及び数量）

第 9 条 本業務における廃棄物は次のとおり。

廃 棄 物：低圧進相コンデンサ 72 台（詳細は別紙のとおり）
保管状況：容器なし、分別、囲いあり、掲示あり、漏れ等の恐れなし
参考情報：P C B 濃度については未測定

（保管場所）

第 10 条 第 9 条に記載した低濃度 P C B 廃棄物の保管場所は次のとおり。

住 所：千葉県東金市土農田 28－1
施設名称：千葉県警察学校
保管場所：炊食浴棟 地下 1 階 電気室内
参考情報：エレベーターの設置なし

（搬出条件）

第 11 条 低濃度 P C B 廃棄物の搬出は、原則開庁日の 9：00～17：00 の間に実施すること。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（マニフェストシステム）

第 12 条 乙は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）のシステムを遵守し、その伝票は乙が用意するものとする。

（業務の報告）

第 13 条 乙は、業務を完了した場合は次の書類を添えて、業務完了報告書を甲に提出すること。

- ・対象廃棄物の無害化認定施設への搬入写真
- ・処分完了のマニフェスト伝票

（完成検査）

第 14 条 乙は、業務完了後、提出書類をもとに完成検査を受けること。

（その他）

第 15 条 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様について疑義が生じた事項については、その都度、双方、協議の上、決定する。

別紙 低圧進相コンデンサ 一覧表

	保管場所	容量 μF	製造年	製造業者	型番	数量	備 考
1	炊食浴棟 電気室	15	1985	ニチコン	N 1 形	4	
2	炊食浴棟 電気室	15	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	1	
3	炊食浴棟 電気室	20	1984	マルコン電子(株)	N 1 形	1	
4	炊食浴棟 電気室	20	1984	マルコン電子(株)	TLF-N2020T	1	
5	炊食浴棟 電気室	30	1984	マルコン電子(株)	N 1 形	6	
6	炊食浴棟 電気室	30	1985	ニチコン	N 1 形	4	
7	炊食浴棟 電気室	30	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	2	
8	炊食浴棟 電気室	40	1984	マルコン電子(株)	N 1 形	7	
9	炊食浴棟 電気室	40	1985	ニチコン	N 1 形	9	
10	炊食浴棟 電気室	40	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	2	
11	炊食浴棟 電気室	50	1984	マルコン電子(株)	TLF-N2050T	1	
12	炊食浴棟 電気室	50	1984	マルコン電子(株)	N 1 形	1	
13	炊食浴棟 電気室	50	1985	ニチコン	N 1 形	5	
14	炊食浴棟 電気室	50	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	1	
15	炊食浴棟 電気室	75	1985	ニチコン	N 1 形	6	
16	炊食浴棟 電気室	75	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	1	
17	炊食浴棟 電気室	75	1985	マルコン電子(株)	TLF-N20750T	1	
18	炊食浴棟 電気室	100	1982	ニチコン	N 1 形	1	
19	炊食浴棟 電気室	100	1983	ニチコン	N 1 形	1	
20	炊食浴棟 電気室	100	1985	ニチコン	N 1 形	3	
21	炊食浴棟 電気室	100	1985	マルコン電子(株)	N 1 形	2	
22	炊食浴棟 電気室	150	1985	ニチコン	N 1 形	2	
23	炊食浴棟 電気室	200	1983	ニチコン	MTS-2200S1	1	
24	炊食浴棟 電気室	200	1984	マルコン電子(株)	TLA-E2200K	1	
25	炊食浴棟 電気室	200	1985	ニチコン	N 1 形	1	
26	炊食浴棟 電気室	200	1985	ニチコン	S H (MF) 形	1	
27	炊食浴棟 電気室	250	1985	ニチコン	BS201251AC2	2	
28	炊食浴棟 電気室	400	1985	ニチコン	BS201401AC2	3	
29	炊食浴棟 電気室	500	1985	ニチコン	BS201251AC2	1	
	合計					72	

参考 委託名 警察学校低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集 運搬及び処分業務委託 委託場所 東金市 委託内容 警察学校に保管されている低濃度P C B廃棄物（低 圧進相コンデンサ）の収集運搬及び処分業務			

内 訳 書

名称	数量	単位	単価	金額	備考
1 収集・運搬費	1	式			低圧進相小型コンデンサ 72台
2 処分費	1	式			低圧進相小型コンデンサ 72台
3 諸経費	1	式			
小計					
消費税	10	%			
合計					